

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。

届出を忘れると、将来受け取る年金の金額が少なくなったり、受け取れない場合があります。また、不意の事故や病気で障がいが残った時の障害年金や、万一亡くなられた時の遺族年金が支給されなくなるおそれもあります。次のようなときは、届出を忘れずに行って、あなたの大切な年金の権利を守ってください。

届出が必要なとき	異動の内容	届出のときに持参するもの
退職したとき(厚生年金、共済年金加入者の場合)	第2号被保険者から第1号被保険者になります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基礎年金番号がわかるもの</li> <li>●雇用保険被保険者離職票など</li> </ul>
配偶者(厚生年金、共済年金加入者の場合)に扶養されていたが配偶者が退職したとき	第3号被保険者から第1号被保険者になります。	
収入増加などにより配偶者(厚生年金、共済年金加入者の場合)の扶養を外れたとき		

- 第1号被保険者 20歳以上60歳未満の自営業者、学生、無職の方など
- 第2号被保険者 会社員や公務員など厚生年金、共済年金に加入されている方
- 第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

岡田課 ☎388-1115 岐阜南年金事務所 ☎273-6161

## 教育委員会だより 羽島郡 地域づくり型社会教育

「子どもたちがよりよい経験をして、生きる力を身に付けた大人に成長するようにサポートしたい」という願いは、いつの時代も子どもたちにかかわる全ての大人に共通していることと思います。

笠松町「こどもわくわく広場」や「親子教室」、岐南町「Gサウス」では、子どもたち、また大人にとっても「生涯学習」として重要な役割を担っています。

各町では「フラワーアレンジメント」「子どもパン教室・お菓子教室」「クリスマスリース作り」「プログラミング教室」など様々な体験活動を行っています。これらの体験活動は子どもたちに多大な効果があります。「興味・関心や意欲を高める」「学校や家庭で学んだ知識や技能が、体験を通してより実践的なものになる」「新たな自己の可能性と出会い、成就感や充実感とともに自己肯定感や自尊感情が育まれる」など多岐にわたります。裁縫教室を参観したときのことで。学校の授業では取り組まない少し難しい内容でしたが、難しいからこそ子どもたちは先生のお手本やアドバイスを真剣に受け、完成させようと努力する姿が見られました。この学びのプロセス、そしてここで得た技能・経験はまさに、自ら学ぶ力です。

一方、活動にかかわる大人の講師にとってもよい効果があります。「自分の技能や経験を生かし、子どもたちとかかわることができる」「自分たちの活動と成果を振り返り、個人としても組織としても成長することができる」などです。異年齢が学び合う教室では、技能も経験もまちまちです。講師の先生は子どもたちの発達段階に応じた課題を設定したり、手立てや支援の方法を考えたりしています。また、子どもたち同士のかかわり合いと教え合いが生まれるように座席やグループ構成も考えられています。教室が終わると子どもたちだけでなく、講師の方々からも「楽しかった。」という感想を聞きます。

各町の教室は、地域の方や団体、企業など多くの方々の協力を得て開催しています。今年度も様々な体験活動を計画していますので、たくさんのご応募をお待ちしております。

教育委員会では、様々なかかわりの中での学びを通して、子どもたちが自己の可能性を広げ、自分の住んでいる地域に愛着を持つこと、そして大人も「地域づくり」の担い手として活躍できることを目指して取り組んでいます。